

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(平成 28 年度第 1 回) 議事概要

【日時】平成 28 年 9 月 26 日(月)15:00～16:30

【場所】国土交通省(中央合同庁舎 3 号館 11 階) 特別会議室

【議事概要】

(1) 建設生産・管理システムのあり方に関する検討の方向性

- ・ 施工段階の「適正な価格の設定」は入札契約段階でも該当するのではないかと。

→ 支払いを念頭に記載しているが、ご指摘のとおり入札契約段階においても、予定価格等で該当するものであり、入札契約段階と施工段階にまたがったものとして理解をお願いしたい。

(2) 平成 28 年度に検討すべき課題について

① 監督・検査のあり方

- ・ ICT 技術の導入は、確認作業の効率化にも効果があり、不可視部分に限定する必要はない。
- ・ 抜き打ち確認については、直接確認とカメラを併設する案もある。来ないと思った時に実施することが効果的。実施するだけで効果がある。
- ・ 監督業務について発注者と第三者が契約するタイプについても検討してほしい。また、誰が費用を負担するかについても整理してほしい。
- ・ 第三者を活用する体制については、第三者の中立性をしっかり確保すべき。

② 発注者間の連携強化

- ・ 発注者協議会等が第三者的な視点でサポートできる体制も必要ではないかと。
- ・ 基準要領の標準化等の連携は極めて重要。
- ・ くじ引き入札が多発している自治体例があり、技術者不足により総合評価を導入できない。外部機関の活用を充実させることが必要。
- ・ 運用指針の徹底状況について市町村は変わっていない模様。技術者不足がほとんどなので、市町村に対する国や県からの支援があるとよい。